

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 長期傷害保険の取扱い

Q : 終身保障タイプの長期傷害保険の保険料の取扱いが明らかにされたそうですが、どのような内容になったのですか？

A : 保険期間の70%に相当する期間は保険料の3/4を資産計上し、残りの期間で資産計上した累計額を取り崩して損金に算入します。

【解説】

法人が自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む)を被保険者とする終身保障タイプの長期傷害保険に加入した場合の保険料の取扱いが、国税庁から明らかにされました。詳しくは次を参照ください。

<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/bunsho/02/houzin/5034/01.htm>

[契約形態]

契約者 法人
被保険者 役員又は従業員
保険金受取人 法人

[保険料の取扱い]

終身の保険期間を105歳として計算します。

- ① 保険期間開始の時から保険期間の70%相当する期間(前払期間)・・・支払保険料の3/4を資産計上し、残額については保険料として損金に算入します。
- ② ①の期間経過後・・・支払保険料の全額を保険料として損金算入するとともに、①の期間に資産計上した累計額につき、次の算式で計算した金額を取り崩して損金の額に算入します。資産計上した累計額÷(105-前払期間が経過したときにおける被保険者の年齢) = 損金算入額(年額)

